



平成 21 年 3 月 23 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号  
株式会社 BBH  
(URL <http://www.bbank.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 田原 弘之  
(コード番号:3719)  
問合せ先 管理本部長 齊藤 茂行  
電話番号:03-3544-6631

## 当社元代表取締役および当社元取締役に対する 訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の元代表取締役及び元取締役ら 2 名に対して損害賠償等請求訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。

なお、本民事訴訟の提起については、監査役会及び取締役会において各々の決議を経ており、今後も監査役会及び取締役会協調のうえ、訴訟を進めてまいります。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 21 年 3 月 23 日

#### 2. 訴訟を提起した者（原告）

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 名称        | 株式会社 BBH              |
| (2) 本店所在地     | 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 番 |
| (3) 訴訟における代表者 | 当社監査役 宮崎 吾郎           |

#### 3. 訴訟を提起した相手（被告）

当社元代表取締役大島一成  
元取締役寺島順子

(以下、両者を併せて「被告ら」と言います。)

#### 4. 訴えの内容

##### (1) 請求内容

損害賠償等請求 (3,239 万 2,945 円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みに至るまで

年 5 分の割合による金員)

(2) 請求原因の概要 (当社の主張概要)

寺島順子の雇用契約が平成 11 年度までには終了していたにも拘らずならず、被告らは共謀して、その後も平成 12 年 1 月から平成 18 年 2 月までにわたり、当社から寺島順子への賃金、合計 3,239 万 2,945 円を支払わせたものであります。当社は、被告らの共謀による共同不法行為、当社元代表取締役大島一成の善管注意義務違反及び寺島順子の不当利得を理由に、当社が被った損害 3,239 万 2,945 円の支払いを請求いたします。

5. 訴訟に至った経緯

平成 20 年 12 月 26 日	株主より当社監査役に対して調査請求がありました。
平成 21 年 1 月 15 日	当社監査役会により、BBH社内に外部弁護士を加えた「経営調査委員会」を設置し、社内関係者等に対して調査を開始しました。
平成 21 年 2 月 13 日	「経営調査委員会」からの報告を受け、さらに当事者への問い合わせ等を行うため「経営問題対応委員会」を設置し、以後本件の調査を引継ぎました。
平成 21 年 3 月 19 日	「経営問題対応委員会」の最終報告書が監査役会に提出されました。
平成 21 年 3 月 23 日	当社監査役会及び取締役会において、本民事訴訟の提起を決議いたしました。

6. 今後の見通し

本訴訟提起により、当社の財政上の問題として、訴訟関連費用等の発生が見込まれますが、訴訟の判決によっては変わってくると思われれます。過去の当社損害に係る回収額を極大化すべく裁判の場において事実を明らかにして参ります。また、本件の過年度決算ならびに今後の業績状態ならびに今後の財政状態への影響については、現在監査法人と協議中であり、決定次第適時に開示いたします。

本件は、当社前代表取締役及び当社元取締役に関する問題であり、本訴訟提起が当社に及ぼす影響は決して小さくないものと考えますが、その影響を最小限に食い止めるべく尽力してまいります。

以上